



Title	フランスにおける人工妊娠中絶の要件緩和
Author(s)	小門, 穂
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2025, 58, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100946
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランスにおける人工妊娠中絶の要件緩和

小 門 穂

キーワード：人工妊娠中絶／中絶の自由／フランス／中絶の制度

1. はじめに

2024年3月8日の国際女性の権利デーに、フランスでは、妊娠中絶する自由を憲法に明記するための法律が公布された¹⁾。2024年3月4日に行われた両院合同会議でこの憲法改正法案が議決されたことは翌日の全国紙の一面を飾り、その一つりベラシオン紙の一面は「妊娠の自発的中断（Interruption volontaire de grossesse）」の略語である「IVG」のVに続けて勝利を意味するVICTOIREとだけ大きく示す印象的なものであった²⁾。しかし、フランスでは、すでに、1975年に妊娠の自発的な中断（以下、妊娠中絶とする）が合法化され、その後は妊娠中絶へのアクセスをより容易にする方向への改革が続いている（ジレ 2024；Rousset 2022）。女性はずでに妊娠中絶する自由を手に行っているように見える。2024年になって、憲法に妊娠中絶の自由を書き込むことが求められた背景にはなにがあるのか。本稿では、フランスにおける妊娠中絶の制度が憲法改正に至るまでどのように変化してきたのか、特にどのように中絶の要件が緩和されてきたのかという点に注目し変化の内容と背景の整理を試みる。

整理にあたって、新しい医薬品の導入はどのような影響を与えるのか、という点からの検討も加えたい。これは日本の状況から着想を得たものである。日本では、1948年の優生保護法によって世界で最も早い時期に一定の条件下での妊娠中絶が合法化されたが、現在まで刑法堕胎罪は存在して

いる。原則として妊娠中絶は堕胎罪によって禁止されており、優生保護法（1996年に母体保護法に改正）の規定する要件を満たす場合にのみ違法性が阻却されるという制度であり、妊婦が妊娠を継続するかどうか自分の意思で選択することは認められていない（齋藤 2002）。手技の導入という観点からは、日本で多く用いられている搔把法より安全な吸引法が取り入れられてこなかったことが批判されている（塚原 2022：48－50）。新しい医薬品については、2023年にその時点で少なくとも94カ国で承認されていた（Berger 2023）経口中絶薬がようやく日本でも承認されたところであるが、母体保護法指定医の面前での服用を必須とするなど、従来の母体保護法の枠組みを変えないような慎重な使用が求められている（小門 2024）。日本では、妊娠中絶に関連する新しい手技や医薬品の導入は遅く、中絶の制度を変化させてこなかった。このような観点からもフランスの制度を検討する。

2. 妊娠中絶に関する現行の制度

本節では、女性が自分の意思で選択する妊娠中絶の現行の制度を概観する³⁾。現行の制度は、公衆衛生法典（Code de la santé publique 以下 CSP とする）第2部「性と生殖の健康、女性の権利、子どもと青少年の健康の保護」第2編のL. 2212-1条からL. 2223-2条によって規定される。

女性が妊娠を継続したくない場合、「妊娠の継続を望まない妊婦は、医師または助産師に妊娠の自発的な中断を依頼できる」（CSP L. 2212-1）⁴⁾。妊娠期間7週（9週）⁵⁾の終わりまで経口中絶薬を用いる薬理的中絶を、14週（16週）の終わりまで外科的中絶を選択できる。

薬理的中絶は、保健施設（病院／クリニック）、市中の診察室、性的保健センター（元の家族計画センター）、保健センターに加えて、遠隔診察の後には薬局で薬剤を受け取るという形でも受けられる。診察時に医師または助産師から、遠隔診察の場合は薬剤師から2剤を渡され、医師または助産師または薬剤師の面前で服用するか、自宅で服用することも選択できる。つまり薬

理的中絶は医師に加えて、助産師と薬剤師も実施できる。

外科的中絶は、保健施設（病院／クリニック）または保健施設と協力契約があり許可を受けた保健センターにおいて実施可能である。実施者は医師のみとされてきたが、2022年の法改正⁶⁾によって助産師にも拡大された。助産師は、外科的中絶と中絶に関連する合併症発生への対処法について理論的訓練および実践的訓練を終了している場合に、保健施設（病院／クリニック）において、外科的中絶を実施できる。

医療保険加入者の受ける妊娠中絶と関連行為（診察、超音波検査、採血など）の費用は、医療保険が全額負担する。女性がいったん支払って払い戻しを受ける必要はない。不法滞在などの理由により医療扶助（AME）が認められない女性は、保健施設（病院またはクリニックでの診察、入院する場合は病院）において中絶を含む緊急ケアの負担をうけることができる。（Assurance Maladie 2024）

公的な情報提供サイト（Gouvernement, L'IVG étape par étape）を参照し、妊娠中絶のプロセスを確認したい。まず、女性は保健施設（病院またはクリニック）、市中の診察室、保健センター、性的保健センターの医師（一般医／産婦人科医）または助産師の予約を取る。医師または助産師は妊娠中絶の実施を拒否できるが、拒否する場合はただちに患者に対して拒否することと、妊娠中絶が可能な医師または助産師の名前を伝えねばならない（CSP L. 2212-8）。1回目の診察は情報提供を目的として実施される。女性は、妊娠中絶の方法、実施場所、選択できる内容、起こりうるリスクと副作用についての口頭での説明を受け、ガイド冊子を受け取る。医師または助産師は社会心理的面談を提案する。未成年者はこの面談を受けなければならない。2回目の診察は、同意取得が目的である。女性は妊娠中絶に対する同意書を提出する。かつて1回目と2回目の診察の間に、熟慮期間をおかなければならなかったのだが、2022年の法改正により廃止された。現在では、1回の診察に、情報提供と同意書の提出の両方を含めることができる。女性本人が必要であると考えer場合には、妊娠中絶が法的に容認される期間を考慮の上で時間を

取ることもできる。なお、未成年者は、親または法的代理人の同意と、プロセスへの付き添いが求められる。秘密を守りたい場合は、本人の選ぶ成人がプロセスに付き添うという条件で、未成年者本人の求めのみで妊娠中絶が実施可能である。同意書提出の後に、妊娠中絶が行われる。妊娠中絶から2～3週間経過後、経過観察の診察が行われる。合併症が起こっていないことと妊娠が適切に終了していることが確認される。本人が希望する場合に社会心理的面談を受けることができ、また、必要であれば本人の状況に合う避妊手段を有していることが確認される。

実施状況についても簡単に見ておきたい。実施数は年間約20万件前後であり、出生数の推移と比較すると変動が小さい（グラフ1）。調査研究政策評価統計局から発表された最近の状況（Vilain 2023）によると、2020年と2021年は新型コロナウイルスの影響で減少したが、2022年には増加した。実施場所についての全体的な傾向としては、病院での妊娠中絶は減少し、施設外での中絶が増加しているが、地域によるばらつきが大きい。薬理的中絶の実施数が大幅に増えており、2000年は前妊娠中絶数の31%であったところ、2019年には68%、2022年には78%を占めるようになっている。実施場所は、保健施設が51%、市中の診察室が44%、保健センターおよび性的保健センターが5%であった。

3. 妊娠中絶が容認されるまで

フランスにおける妊娠中絶をとりまく制度は、堕胎罪が最初に定められた18世紀末から1975年までの禁止期、1960年代末から1975年までの非犯罪化を求める運動期、1975年に5年間の期限付きで合法化され1979年に恒久的に合法化された後の要件緩和期に分けることができる。要件の緩和は新型コロナウイルス感染症の流行によって一層加速された（ジレ 2024）。

禁止期においては普仏戦争、第一次世界大戦および第二次世界大戦が続き、国力増強が求められたことや、出生率低下による若年人口の減少を背景

に出産が奨励され、避妊や堕胎に対して厳しい刑罰が設けられた (Assemblée nationale 2015; Le Naour et Valenti 2003; 稲葉 2020; 相澤 2024)。1791 年、最初の刑法典に堕胎に対する罪が定められ、1810 年刑法典ではその 317 条において「食物、飲料、薬品、暴力、その他いかなる方法を用いるかを問わず、妊婦の堕胎を行った者は懲役刑に処す」と規定された。1920 年には、堕胎の教唆および避妊プロパガンダ教唆抑制に関する 1920 年 7 月 31 日の法律⁷⁾により、堕胎罪を引き起こすあらゆる手段の販売、提供が禁止され、堕胎や避妊の情報提供も処罰対象とされた。第二次世界大戦中のドイツ占領下のヴィシー政権は、1942 年に堕胎を死刑まで適用しうる「国家の安全に対する罪」とした。刑法典 317 条は、妊婦本人と医療従事者を処罰の対象とし、医療従事者による教唆や幫助の処罰は職業の停止も伴う厳しいものであった (稲葉 2020)。このような状況において、堕胎の困難さが引き起こす悲惨な状況をよく知っている産婦人科医の一人、ウェイユ＝アレ医師が「幸福な母性」(後のフランス家族計画運動)を設立し、避妊の情報と製品の提供を開始する (相澤 2024)。1967 年にはヌヴィルト法⁸⁾が、避妊のプロパガンダを禁じる条文を廃止し、避妊関連製品・医薬品・器具を薬局で販売することが可能になり、避妊に関する情報提供を受け相談ができる場所として家族計画センターが設置された。

1960 年代末以降、中絶の自由を求める運動が激化してゆく。1971 年、Le Nouvel Observateur 誌 4 月 5 日号に「343 人の女性たちのマニフェスト」⁹⁾が掲載される。ボーヴォワールが起草し、著名人を含む女性が中絶をしたことを宣言し、危険な状況での闇中絶を告発し、避妊と中絶への自由なアクセスを求めるというものであった。同年、343 人のうちの一人であるジゼル・アリミ弁護士が中心となり設立されたショワジールは、闇中絶関連の罪で起訴された被告の弁護を無料で引き受け、性教育と避妊、1920 年法の廃止に取り組む (相澤 2024)。翌 1972 年には、強姦され妊娠した 16 歳の女性が、母親の同僚を介して中絶実施者を探し、闇中絶を受けたところ、本人と母親、母親の同僚と中絶実施者が堕胎罪で起訴されるというボビニー裁判が大

きく報道される。アリミは被告側弁護人に加わり、中絶禁止法の埠頭を主張し、本人と母親の同僚は無罪、母親は執行猶予付き罰金、中絶実施者は執行猶予付き禁錮1年という判決を得た（稲葉 2020；相澤 2024；Le Naour et Valenti 2003: 233-237）。

1973年には堕胎罪による訴追がなされなくなり、1974年のジスカール・デスタン大統領のもと保健大臣に着任したシモヌ・ヴェイユが妊娠中絶を合法化する法案を提出した（稲葉 2020）。妊娠の自発的中断に関する1975年1月17日の法律¹⁰⁾はヴェイユ法（Loi Veil）と呼ばれ、1975年当時は5年の時限立法であったが、1979年には恒久法となった。¹¹⁾ヴェイユ法は、妊娠10週（12週）までの困窮状態にある女性に対して、病院で医師が行う妊娠中絶について刑法典317条の適用を5年間停止するとした。女性は、妊娠中絶に関する情報提供から1週間が経過した後でないと、書面による同意の提出ができず、中絶を受けることが認められない。この期間は熟慮期間と呼ばれる。女性の生命と健康を脅かすような堕胎を処罰するため、堕胎罪は維持され、また扇動や広告は処罰の対象とされた。

4. 妊娠中絶の制度の変化と背景

1975年に妊娠中絶が合法化されてからは、度々の法改正によりアクセスしやすい方向へと改正されてゆく。本節では、中絶を受ける人の要件の緩和、および受ける機会の拡大という観点から検討する。

まず、中絶を受ける人の要件の緩和であるが、当初は10週（12週）であった中絶可能な妊娠期間が、2001年の妊娠の自発的中断と避妊に関する法律¹²⁾によって12週（14週）へと延長され、2022年には中絶の権利を強化する法律⁶⁾によって14週（16週）へと再び延長された。2001年法の背景には、未成年者の妊娠中絶が多いことと、法定期間を過ぎてフランス国内で中絶を受けられなくなった女性が、年によっては5000人もが外国で中絶を受けているという状況があった（稲葉 2020）。2022年法の法案提出時の趣

旨説明においても、年間 3000 人から 5000 人の女性が期間を過ぎたために中絶を受けに外国へ行くという状況が指摘されており、新型コロナウイルスの流行時に移動が制限されたことでより厳しい状況が生じたという背景が説明される（Assemblée nationale no. 3292）。1975 年には、妊娠中絶の要請と同意書の提出の間に 1 週間の熟慮期間を置くことが求められていた¹⁰⁾ が、2016 年の保健システムの現代化法¹³⁾ によって 2 日間へと短縮され、2022 年法⁶⁾ によって削除されることとなった。2022 年法の法案提出時の趣旨説明では、2019 年において女性が中絶を要請してから実際に施術されるまでに平均で 7.4 日間経過することが指摘されている（Assemblée nationale no. 3292）。1975 年法で規定されていた「困窮状態にある妊婦」という要件は 2014 年の男女平等法¹⁴⁾ によって削除され、「妊娠の継続を望まない妊婦」へと改められた。この修正を導入した国民議会第一読会法律委員会の報告書では、すでにフランス社会で広く普及している妊娠中絶はいまだに女性にとっての実質的な権利とみなされておらず、法律において例外的な地位を維持していると説明され、改善のために「困窮状態にある」という要件を削除することが求められた（Assemblée nationale no. 1663）。

続いて、受ける機会の拡大である。薬理的な中絶の導入によって中絶実施施設と実施者の要件が緩和されたため、まず、薬理的中絶について述べる。

薬理的中絶とは、経口中絶薬の効果によって妊娠を中断するものである。ミフェプリストンとミソプロストールを順に服用することで、子宮の収縮が促進され、妊娠が継続されなくなり、胎児・胎盤が排出される（フォーシェー、アスーン 2024：12 - 19）。1980 年にフランスの製薬会社ルーセル・ユクラフ社において、抗ホルモン剤 RU486（ミフェプリストン）が発見され、流産を促す性質があきらかになった（国内での販売までの経緯については、フォーシェー、アスーン 2024：6 - 11）。臨床研究を経て、同社は 1988 年にフランス国内での販売認可を取得したが、中絶反対派の不買運動という危機に直面し、市場からの撤退を発表する。このような状況に対して、当時のクロード・エヴァン保健大臣は決定の撤回を求め、同年 12 月に

製品の取り扱い方法を定め、使用が開始された。フランス国内では広く普及し、2において前述したように、2022年には全妊娠中絶のうち8割近くが薬理的中絶であった。

WHOは、その中絶ケアガイドラインにおいて、経口中絶薬による中絶は、中絶へのアクセシビリティを向上させ、性と生殖の健康への権利の実現のために極めて重要な役割を担い、安全でない外科的中絶による妊産婦死亡率や疾病率を減少させることに貢献すると述べる。特に妊娠初期に対する経口中絶薬による中絶は、プライマリ・ケアや外来、薬局で提供できるため、熟練の医師による外科的中絶の必要性を減らし、妊婦にとっては非侵襲的でアクセスしやすい安全な選択肢を提供できると評価する。(WHO 2022: 62-63)。

外科的中絶の必要性を減らし、病院以外でも提供できる安全な方法という経口中絶薬の長所が、中絶の実施場所と実施者の要件を緩和し、アクセスの機会を増大することに貢献した。実施場所は1975年当初、病院に限定されていたが、2004年に病院以外での薬理的中絶が容認され、¹⁵⁾2007年には家族計画センター（現在の性的保健センター）でも薬理的中絶を実施することが可能となった（稲葉 2020）。また、医師に限定されていた実施者についても、2016年法⁶⁾によって助産師の薬理的中絶が容認された。薬理的中絶は新型コロナウイルス感染症の流行によって外出が制限された時期にも注目を浴びた。外出が困難な時期に、中絶を受ける機会を逸したまま法定期間を過ぎることが懸念され、保健施設以外でも保健施設と同様に7週（9週）までの薬理的中絶を行うことや、それまで2剤のうち1剤目は診察の場で医療者の面前で服用することが義務づけられていたがこれを自宅で服用することが容認された。¹⁶⁾2022年法⁶⁾はさらに、助産師による外科的中絶を認めた。この修正は国民議会第1読会の社会問題委員会での審議の際に追加されたものである。中絶を実施する医師の不足や地域によるばらつきをおぎなうことが期待されることや、2016年に薬理的中絶の実施が容認され2018年には248人の助産師が5332件の薬理的中絶を行ったこと、助産師は産婦人科医師より数が多くすでに子宮内の処置を行っていることなどが理由としてあげられた

(Assemblée nationale, no. 3383)。

5. 中絶の権利と自由の明文化

フランスにおいて、妊娠中絶が合法化された当初、妊娠を中断することは権利として位置づけられていなかった。1975 年のヴェイユ法¹⁰⁾はその第 1 条で生命の始まりから人間を保護するという原則と、この原則への侵害はその必要があり当該法律の定める条件を満たす場合にのみ容認されるとして、妊娠を終了することはあくまで例外であると示しており、実際には女性が自分の身体をコントロールする権利に基づき妊娠中絶が容認されているとしても、厳密に法的な観点からは、女性が妊娠を終了させる権利というものは規定されてこなかったと指摘される (Rousset 2022)。稲葉の整理 (稲葉 2020) を参照すると、2000 年代に入り、2001 年法¹²⁾ 中絶費用の全額の償還を定めた 2012 年法¹⁷⁾ さらに 2014 年法¹⁴⁾ によって、女性の権利として中絶へのアクセスがより手厚く保障され、2016 年法¹³⁾ は「すべての人は堕胎の方法について情報を得、これを自由に選択する権利を有する」と述べる。さらに、2022 年には中絶の権利を強化するための法律⁶⁾ が採択され、助産師の外科的中絶や遠隔診療による薬理的中絶を容認することで、妊娠中絶を受ける機会がいっそう拡大されたのである。

フランスではこのように妊娠中絶へのアクセスは強化されてきたが、世界に目を転じると逆の動きもみうけられる。2024 年の憲法改正のきっかけとなったのは、2022 年 6 月 24 日にアメリカ合衆国連邦最高裁判所 *Dobbs vs. Jackson* 判決が、連邦レベルで中絶の保護を再検討したことであった (Kermabon 2024)。2022 年 10 月 7 日国民議会に、議員発議が提出され、11 月 24 日の第 1 読会にて憲法 66 条 2 項として「法は、妊娠の自発的な中断への権利の有効性および合法的なアクセスを保障する。」を挿入する条文が採択された (Assemblée nationale TA no.34)。続いて、2023 年 2 月 1 日元老院では、憲法 34 条に「法は、女性が妊娠を中断する自由を行使する条件を定め

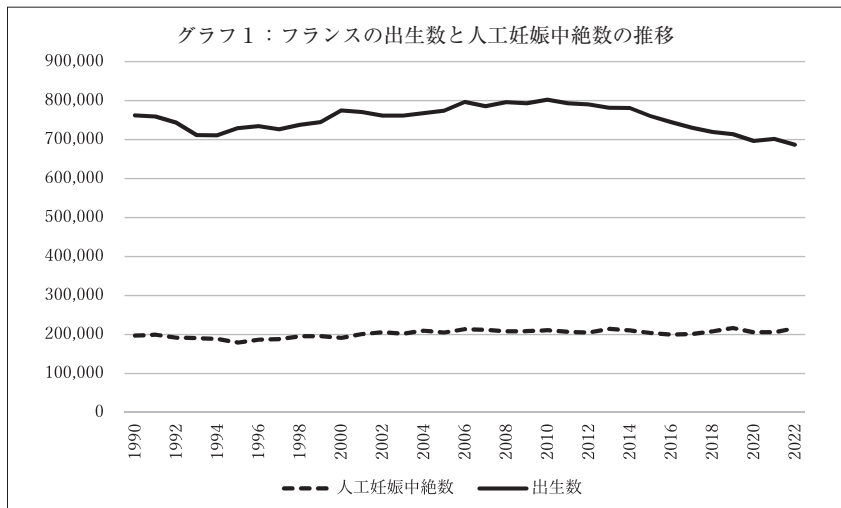
る」と挿入するという法案が採択された（Sénat TA no. 48）。妊娠中絶の擁護を憲法に書き込もうとするという点では軌を一にしていたが、何条にどのように書き込むかという点では両院は一致しておらず、最終的には、大統領がイニシアティブを取った。2023年3月8日国際女性の権利デーおよび同年10月4日憲法65周年の記念日におけるジゼル・アリミへの国民的賛辞において、妊娠中絶を憲法のなかに認めさせるためのコンセンサスを見つけないという希望を述べたのである（Déclaration de M. Emmanuel Macron 2023）。

2023年12月12日に国民議会に提出された法案の趣旨説明では、「ローウエイド判決に終止符を打つことで、連邦最高裁判所は私たちの最も貴重な権利と自由が、強固に確立されたと思われた矢先に脅かされる可能性がある」と示している。…多くの国で、ヨーロッパでさえも、女性が望めば妊娠を終了させる自由を、妨げようとする潮流がある。我が国は、その使命に忠実に、この本質的な自由のための普遍的な戦いを、ヨーロッパ大陸で、世界中で支援せねばならない。」と述べられた（Assemblée nationale no.1983）。2024年1月30日国民議会第1読会にて（Assemblée nationale TA no. 233）、続いて、2024年2月28日元老院第1読会にて（Sénat TA no. 73）、憲法34条に「法は、自発的に妊娠を中断するという女性に保障された自由を行使するための条件を定める」という条文を挿入する同一文面の法案が採択され、2024年3月4日に行われた両院合同会議において法案の審議と表決がなされ憲法改正に至った。¹⁸⁾

2024年の憲法改正は、中絶の自由を新たに規定するものではないといえるだろう。妊娠中絶の法的枠組みを変えるものではなく、すでにある中絶の自由を盾で覆い、今後の変更には憲法改正が必要となるため、この事由を削除することや妨害するような条件が規定されることを防ぐために行われたもので、象徴的な重要性を持つと指摘される（Kermabon 2024）。

6. 終わりに

本稿では、フランスにおける妊娠中絶の制度がどのように緩和されてきたのか、変化の内容と背景の整理を試みた。1975年に合法化されてから、一貫して、妊娠中絶へのアクセスが拡大される方向での制度改革がなされてきた。薬理的中絶という方法の登場は、中絶の実施場所や実施者の拡大を促し、新型コロナウイルスの流行という事象によってこういった拡大はより促進された。2024年の憲法改正は、フランスですでに保障されている中絶への自由をより強固なものとする意図とともに、世界的に妊娠中絶へのアクセスを抑制する動きがあることへの抵抗としての意味を持っていた。1970年代に妊娠中絶を合法化した国は多いが、50年が経過してもなお、その制度をいかに維持できるかということは論争的であり続ける。妊娠中絶へのアクセスは社会全体でその保障に取り組むべき課題であるといえるだろう。



(INED, Evolution du nombre des IVG par groupe d'âges de la femme: France métropolitaine. ; INED, Naissance par sexe depuis 1901 より筆者作成)

[注]

- 1) LOI Constitutionnelle no. 2024-200 du 8 mars 2024 relative à la liberté de recourir à l'interruption volontaire de grossesse, *JORF* no. 0058 du 9 mars 2024.
- 2) Libération, 5 mars 2024.
- 3) 妊娠の自発的中断とは異なる要件が設けられている医療的中絶 (Interruption de grossesse pour motif médical) は本稿の対象としない。医療的中絶は、妊娠継続が妊婦の健康を著しく損なう、または胎児に診断の時点で不治であると認識される非常に重篤な疾患があると2名の医師が判定した場合に妊娠全期に実施できるものである (CSP L. 2213-1)。
- 4) 妊娠を継続し出産する場合は、①自分で育てる、②預け入れ、③匿名出産を選択しうる。②については、親として出生証書を作成したのち、子ども社会福祉サービスに預け入れる (Code civil Articles 373-3 à 374-2)。③では、妊婦が出産中に入院していることとその身元を隠すことを要求できる (Code civil Art. 326)。妊婦が身元を隠して出産し、名前を記載しない出生証書を作成することで子どもとの親子関係を構築しない制度である。生まれた子は国の後見する子となり、養子縁組されることが多い。最近では年間500件前後の匿名出産があるが、2021年に390件、2022年は209件と減少傾向にある。(CNAOP 2023)
- 5) フランスでは、妊娠週数について、日本と同様に妊娠前の最終月経初日から数える場合と、妊娠前の最終月経初日から2週間経過した日に受精が起こったとみなしてこの日を起点として数える場合がある。後者の場合は日本の数え方より2週間短くなる。文中では「受精の日を起点とする妊娠週数 (最終月経初日を起点とする妊娠週数)」と記載する。
- 6) LOI no. 2022-295 du 2 mars 2022 visant à renforcer le droit à l'avortement, *JORF* no. 0052 du 3 mars 2022.
- 7) LOI du 31 juillet 1920 réprimant la provocation à l'avortement et à la propagande anticonceptionnelle, *JORF* no. 208 du 1 août 1920.
- 8) LOI no. 67-1176 du 28 décembre 1967 relative à la régulation des naissances et abrogeant les articles L. 648 et L. 649 du code de la santé publique, *JORF* no. 302 du 29 décembre 1967.
- 9) 以下の同誌のウェブサイトに掲載。
<https://www.nouvelobs.com/societe/20071127.OBS7018/le-manifeste-des-343-salopes-paru-dans-le-nouvel-obs-en-1971.html>
- 10) LOI no. 75-17 du 17 janvier 1975 relative à l'interruption volontaire de la grossesse, *JORF* no. 15 du 17 janvier 1975.
- 11) LOI no. 79-1204 du 31 décembre 1979 relative à l'interruption volontaire de la

- grossesse, *JORF* no. 1 du 1^{er} janvier 1980.
- 12) LOI no. 2001-588 du 4 juillet 2001 relative à l'interruption volontaire de grossesse et à la contraception, *JORF* no. 156 du 7 juillet 2001.
 - 13) LOI no. 2016-41 du 26 janvier 2016 de modernisation de notre système de santé, *JORF* no. 0022 du 27 janvier 2016.
 - 14) LOI no. 2014-873 du 4 août 2014 pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes, *JORF* no. 0179 du 5 août 2014.
 - 15) Décret no. 2004-636 du 1^{er} juillet 2004 relatif aux conditions de réalisation des interruptions volontaires de grossesse hors établissements de santé et modifiant le code de la santé publique (deuxième partie : partie Réglementaire), *JORF* no. 0152 du 2 juillet 2004.
 - 16) Arrêté du 14 avril 2020 complétant l'arrêté du 23 mars 2020 prescrivant les mesures d'organisation et de fonctionnement du système de santé nécessaires pour faire face à l'épidémie de covid-19 dans le cadre de l'état d'urgence sanitaire, *JORF* no. 0092 du 15 avril 2020.
 - 17) LOI no. 2012-1404 du 17 décembre 2012 de financement de la sécurité sociale pour 2013, *JORF* no. 0294 du 18 décembre 2012.
 - 18) 憲法改正案は、議員または大統領の発議により両議院において同一の文言で表決され、最終的に国民投票により承認を得た後、確定されるが、大統領発議の場合、大統領が両院合同会議として招集される国会に改正案を付託する旨を決定し、両院合同会議において有効投票数の5分の3以上の多数で可決された場合は、国民投票を回避できるが、これは例外的なものである。マクロンは、政治制度改革等について繰り返し国民議会に憲法改正案を提出している。(佐藤 2023) 憲法改正に意欲的であったことも、今回の憲法改正を後押ししたと考えることができるだろう。

[参考文献]

- Assurance Maladie, Interruption volontaire de grossesse : votre prise en charge, 26 avril 2024. <https://www.ameli.fr/assure/remboursements/rembourse/contraception-ivg/ivg>
- Assemblée nationale, no. 1663, Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelle, de la législation et de l'administration générale de la République, sur le projet de loi, adopté par le Sénat (no. 1380), pour l'égalité entre les femmes et les hommes, le 18 décembre 2014, pp. 57-58.
- Assemblée nationale, 40ème anniversaire de la loi sur l'IVG, 2015.
<https://www2.assemblee-nationale.fr/14/evenements/2015/anniversaire-loi->

veil#prettyPhoto

Assemblée nationale, no. 3292, Proposition de loi visant à renforcer le droit à l'avortement, le 25 août 2020.

Assemblée nationale, no. 3383, Rapport fait au nom de la commission des affaires sociales sur la proposition de loi visant à renforcer le droit à l'avortement, le 30 septembre 2020.

Assemblée nationale, TA no.34, Proposition de loi constitutionnelle visant à protéger et à garantir le droit fondamental à l'interruption volontaire de grossesse, 24 novembre 2022.

Assemblée nationale. No. 1983, Projet de loi constitutionnelle relatif à la liberté à l'interruption volontaire de grossesse, 12 décembre 2023.

Assemblée nationale, TA no. 233, Projet de loi constitutionnelle, adopté par l'Assemblée nationale, relatif à la liberté de recourir à l'interruption volontaire de grossesse le 30 janvier 2024.

Berger, Miriam. Abortion pill facing restrictions in U. S. is approved in over 90 countries. *The Washington Post (online)*, April 19, 2023.

CNAOP (Conseil National pour l'Accès aux Origines Personnelles), Rapport d'activité 2022, mars 2023.

Déclaration de M. Emmanuel Macron, président de la République, en hommage à Gisèle Halimi et à son engagement pour défendre l'avortement et la reconnaissance du viol, à Paris le 8 mars 2023. <https://www.vie-publique.fr/discours/288591-emmanuel-macron-08032023-gisele-halimi>

Gouvernement, L'IVG étape par étape, Le site officiel sur l'IVG, publié le 15/12/2022 (mis à jour le 10/04/2024) <https://ivg.gouv.fr/ivg-etape-par-etape>

INED, Évolution du nombre des IVG par groupe d'âges de la femme: France métropolitaine. <https://www.ined.fr/fr/tout-savoir-population/chiffres/france/avortements-contraception/avortements/#r152>

INED, Naissance par sexe depuis 1901. <https://www.ined.fr/fr/tout-savoir-population/chiffres/france/naissance-fecondite/naissances-sexe/>

Kermabon, Nicolas. La loi constitutionnelle du 8 mars 2024: l'entrée de la liberté de recourir à l'IVG dans la Constitution, *Droit de la famille*, no. 4, 2024, 18-20.

Le Nour, Jean-Yves et Valenti, Catherine. *Histoire de l'avortement XIXe - XXe siècle*, Seuil, 2003.

Rousset, Guillaume. France: Une libéralisation continue, Guillaume Rousset (dir.) *L'interruption de grossesse en droit compare Entre culture et universalisme*, Bruylant, 2022, pp. 305-321.

- Sénat, TA no.48, Proposition de loi constitutionnelle visant à protéger et à garantir le droit fondamental à l'interruption volontaire de grossesse, 1 février 2023.
- Sénat, TA no. 73, Projet de loi constitutionnelle, adopté sans modification par le Sénat, relatif à la liberté de recourir à l'interruption volontaire de grossesse, le 28 février 2024.
- Vilain, Annick avec la collaboration de Fresson, Jeanne (DREES). Le nombre des interruptions volontaires de grossesse augment en 2022. *ÉTUDES et RÉSULTATS*, no. 1281, septembre 2023.
- WHO. *Abortion Care Guideline*, 2022.
<https://www.who.int/publications/i/item/9789240039483>
- 相澤伸衣「『自由な中絶』を求めて—フランスにおける中絶解放運動」大原社会問題研究所雑誌 784 号、2024 年 2 月。
- 稲葉実香「人工妊娠中絶法制の日仏比較—非犯罪化から権利へ」金沢法学 62 巻 2 号、2020 年。
- 小門穂「日本における緊急避妊・中絶関連医薬品へのアクセス拡大」年報医事法学 39 号、2024 年。
- 齋藤有紀子「母体保護法・人工妊娠中絶の現代的意味—問題を共有していくために」齋藤有紀子編著『母体保護法とわたしたち 中絶・多胎減数・不妊施術をめぐる制度と社会』明石書店、2002。
- 佐藤修一郎「フランスの統治機構」、小林真紀・蛭原健介・菅原真編著『フランス憲法と社会』法律文化社、2023 年。
- マリオン・ジレ「フランスにおける妊娠—健康保護と女性の意思尊重の間で」、磯部哲、河嶋春菜、ギヨーム・ルセ、フィリップ・ペドロ編著『公衆衛生と人権—フランスと日本の経験を踏まえた法的検討』向学社、2024 年。
- 塚原久美『日本の中絶』筑摩書房、2022。
- フィリップ・フォーシェー、ダニエル・アスーン『フランス式薬剤による妊娠中絶ハンドブック 女性に寄り添うケアの実践と医療制度 第 3 版』（堀本江美監訳）ドコニカ、2024 年。
- (上記参考文献のウェブサイトの最終確認日はすべて 2024 年 9 月 5 日である)

(人文学研究科准教授)

SUMMARY

Expanding Access to Abortion in France

Minori KOKADO

France promulgated a law on March 8, 2024 to declare the freedom to terminate a pregnancy in its Constitution. However, this country already legalized abortion in 1975, followed by a series of reforms in the direction of making access to abortion easier. It appears that pregnant women already have the freedom to terminate their pregnancies; what is behind the call to state the freedom of abortion into the Constitution in 2024? This paper attempts to summarize the changes in the French abortion policy up to the time of the Constitutional amendment, with particular attention to how the requirements for abortion have been relaxed, and to the impact of the introduction of new medicines.

The 2024 Constitutional Amendment was intended to strengthen the freedom of abortion already guaranteed in France, as well as to resist global efforts to curtail access to abortion. Many countries legalized abortion in the 1970s, but 50 years later, the question of how to maintain that system remains controversial. Access to abortion is an issue that society as a whole must work to guarantee.